

徳川林政史研究所蔵 石河家文書目録(十五)

凡 例

- 一 本目録は、徳川林政史研究所が所蔵する「石河家文書」について収録したものである。石河家は、尾張藩の年寄役を代々つとめた家柄で、石川光忠が慶長一三年(一六〇八)に徳川家康の命により駿府へ出仕したのをはじめとして、同一五年には美濃・摂津両国内において新知一万石を与えられ、同一七年には初代尾張藩主徳川義直(家康九男)の付属に転じた。光忠の嫡子正光は、承応元年(一六五二)に初めて尾張藩の年寄役に列し、以後歴代にわたって年寄役に就任している。なお、石河家では、当初「石川」の字を用いていたが、享保一七年(一七三二)九月、旧に復して「石河」と記すようになった。当研究所の保管書類である「研究室事務報告(二) 自昭和十年一月至十四年十二月」によると、本史料群は、昭和一〇年(一九三五)に名古屋より東京へ移送されたとあり、同時期に石河家より寄贈されたことが知られる。またその他、昭和四二年(一九六七)には、木箱入りの石河家文書一箱を古書店から購入した旨の記録が残されており、戦前期の寄贈分と戦後の購入分とが混在する形をとっている。
- 一 本目録は「石河家文書目録」(十五)として、前号の続きとなる、史料番号三七二六〇三七三三二までを収録した。なお、本目録は、文書点数が非常に多いことや紙幅の関係などから、一度に収録することは困難であるため、複数回に分けて掲載していくことにする。
- 一 本目録では、各史料について、①番号、②表題、③年月日、④差出(または作成者)↓宛所、⑤形態、⑥数量、⑦備考の七項目を採録した。

- 一 番号は、原則として過去に当研究所において付された番号を利用したが、一部については、今回の整理・目録化作業にあたり、出納・管理の便宜を考慮して新たに番号を付与したものがあある。なお、史料の配列や出納の都合上、欠番号はそのままにしてある(本号の目録では欠番号はない)。
- 一 表題は、原則として原表題を記し、必要なものについては適宜()を付して内容を補記した。また、戦前期に当研究所において製本され、新たな表題が付けられたものについては、「」を付けて示すことにした。典籍の場合は、原則として内題(巻頭題)を採用し、外題を「」付きで直後に示すことにした(ただし、内題と外題が同じものに関しては「」の表記は省略した)。
- 一 年月日は、原則として史料に記載されている年月日(内容年)を示すことにし、目録作成時に推定した部分については()を付けて適宜表記した。また、年次記載がないもの、おおまかな作成年代がわかる場合には(寛政)(寛政以降)(寛政文化)あるいは(江戸)(明治)などと()を付けて該当する年号や時期を示すことにし、推定不能の場合には(年未詳)とした。
- 一 差出(または作成者)↓宛所は、差出人または作成者を矢印の前の部分に示し、宛所となっている人名を矢印の先の部分に置いた。差出人や宛所が複数からなる場合には、初筆の者または内容から判断して最適の人名を一名掲出し、このほかについては「他〇名」と略記した場合もある。また典籍の場合には、著者・編者・版元などを採録し、「」〔著〕、「」〔編〕、「」〔版〕などと表記することにした。
- 一 形態については、縦(縦帳)・横(横長帳)・横半(横半帳)・状(切紙)・

続紙・折紙)・鋪(絵図)・綴(作成契機の異なる複数の史料を綴ったもの)・帖(折本)などと示した。小型本については、「横・小」「縦・小」などと表記した。また、戦前期に当研究所において複数の史料を合綴して製本したものに關しては、特に「縦綴」「横綴」などと表記した。

一 数量は、出納・閲覧の便宜を考慮し、後年の改装により、分冊あるいは合綴されたことが明らかの場合でも、現在保存されている状態での点数を採用した。

一 備考には、史料の概略や史料の中に挟み込まれている書状・書付、および綴じ込まれた文書の有無、欠本・合綴・改装の状態など、必要と思われる事柄を*印を付けて適宜表記した。

一 本史料群には、戦前期に当研究所において複数の史料をまとめて製本した合綴史料が数多くみられる。これらについては、その細目を丸番号を付けて列挙することにした(ただし、丸番号は収録順序を示す目安に過ぎず、細目に該当する個々の史料に実際に番号が付されているわけではない)。なお、細目の各項目における配列は、表題、年月日、差出または作成者)↓宛所、備考の順とし、それぞれを二字アキで示したが(細目の備考については、冒頭に*印を付した)、該当する項目に關する記載がない場合には、省略して表記している。

一 本目録は、平成一四年度〜同二〇年度に行つた研究員・非常勤研究員・研究生による夏季・冬季集中史料整理の成果の一部である。調査参加者は、太田尚宏(主任研究員・当時)・白根孝胤(研究員・当時)、石山秀和・浦井祥子・栗原健一・坂本達彦・渋谷葉子・清水聡・滝口正哉・田原昇・西光三・藤田英昭・宮原一郎(以上、非常勤研究員・当時)、上野恵・小宮山敏和・高橋伸拓・根岸美季・松本剣志郎・山崎久登・

吉成香澄・倉持隆・中村佳史(以上、研究生・当時)の二二名である。なお、採録された整理カードの内容点検と原稿化作業は、高田綾子・池ノ谷匡祐・武藤洋子(非常勤研究員・当時含む)の協力のもとで、藤田英昭(研究員)が担当した。

【参考】石河家歴代当主の略歴(尾張家付属から明治三年まで)

初代 光 忠 「市正・太八郎 初名太郎八」

慶長一三年冬

家康の命により一五歳のときに駿府へ出仕

慶長一五年一〇月二二日 美濃・撰津両国内に新知一万石を与えら

れる

慶長一七年

尾張藩初代藩主徳川義直に付属する

寛永五年九月一日

死去 法名は大雄院玄信

二代 正 光 「伊賀・太郎八 初名加助」

寛永五年

家督を相続する

寛永一九年

寄合触流となる

承応元年九月

年寄役となる

寛文四年六月二二日

御役御免となる

寛文一一年九月一〇日

死去(五七歳) 法名は蓮華院

三代 章 長 「隠岐守 伊賀・伊賀守・大和守・出羽守・佐渡守・大

和守 初名七郎左衛門 隠居名章長」

万治元年

初めて藩主に御目見をする

寛文一一年一〇月 家督を相続し、大寄合に属する

寛文二二年四月一五日 伊賀と改名する

延宝三年三月二六日 年寄役となる

延宝五年閏一二月二八日 従五位下伊賀守に叙任される

貞享元年一二月二五日 大和守に改める

貞享二年六月二三日 出羽守に改める

元禄元年一二月六日 佐渡守に改める

元禄三年一二月四日 大和守に改める

元禄一二年一二月一三日 隠岐守に改める

宝永三年二月九日 隠居し、章長と名乗る

宝永五年五月四日 死去(六〇歳) 法名は章長院

四代 正章 「出羽守 太八郎・靱負・大炊 初名 幸七郎 隠居名

「愚翁」

元禄七年一〇月四日 初めて藩主に御目見をする

元禄一三年一二月二二日 靱負と改名する

宝永三年二月九日 家督を相続し、大寄合に属する

宝永三年三月二五日 年寄役となる

宝永四年正月 大炊と改名する

享保四年一二月二二日 従五位下出羽守に叙任される

享保一六年六月一五日 隠居

享保一六年八月 愚翁と名乗る

宝暦三年七月二八日 死去(七〇歳) 法名は清静院

五代 忠喜 「伊賀・太八郎・隠岐 初名 七太郎」

享保四年九月二二日 初めて藩主に御目見をする

享保七年二月二〇日 太八郎と改名する

享保八年二月 隠岐と改名する

享保一七年六月一五日 家督を相続する

享保一七年九月 「石川」を「石河」と改め、伊賀と改名する

享保一八年六月二二日 死去(二八歳) 法名は真源院

六代 光當 「伊賀守 雅楽・伊賀 初名 千次郎」 実は出羽守正章
の二男

享保六年四月二二日 石川兵庫の名跡を継ぎ、普請組寄合となる

享保一六年四月二九日 御書院番頭となる

享保一六年九月一九日 御用人となる

享保一八年八月二二日 兄伊賀(忠喜)の名跡を継ぐ

享保一九年二月 伊賀と改名する

元文四年八月六日 年寄役となる

元文五年一二月二二日 従五位下伊賀守に叙任される

安永二年七月二三日 死去(六一歳) 法名は徳源院

七代 光籌 「伊賀守 太八郎・一学 初名 銀次郎」 実は伊賀守光當
の四男

寛延元年一〇月二五日 石河三藏の名跡を継ぐ

明和五年二月一五日 父伊賀守光當の内願により嫡子となる

明和五年三月一日 太八郎と改名する

明和八年八月五日 御側同心頭御用見習となる

明和八年一〇月二六日 御側同心頭となる

安永二年九月一四日 父伊賀守の遺跡を継ぐ

安永二年一〇月一日 年寄役となる

安永二年一二月二八日 従五位下伊賀守に叙任される

文化二年七月一七日 御用方ならびに加判御免となる

文化六年四月二〇日 死去(六四歳) 法名は乾龍院

光 豊 「太郎八 初名初次郎」 実は太郎八光堅(賢)の嫡子

安永九年正月一五日 伊賀守光籌の養子となる

天明元年正月二二日 太郎八と改名する

享和二年八月二四日 御側大寄合御用見習となる

享和三年五月二二日 死去(四〇歳) 法名は縁樹院

八代 光 茂 「出羽守 太八郎・伊賀守 初名幸七郎」 実は太郎八

光豊の嫡子

文化三年二月九日 祖父伊賀守光籌の願いにより嫡孫承祖が認

められる

文化六年六月一〇日 伊賀守光籌の遺跡を継ぎ、諸事光籌の通り

務めるべき旨を仰せつけられる

文化九年二月一日 加判(年寄役)となる

文化一二年九月一日 加判御免となる

文化一四年一二月一四日 加判となる(再勤)

弘化三年一二月二二日 従五位下伊賀守に叙任される

嘉永元年一〇月二四日 出羽守に改める

嘉永六年六月二九日 隠居

慶応三年 死去

九代 光 晃 「太八郎・佐渡守・佐渡・太八郎 初名孟二郎」

嘉永六年六月二九日 家督を相続する

嘉永六年九月二八日 加判となる

嘉永六年一〇月二日 太八郎と改名する

安政四年一二月二一日 従五位下佐渡守に叙任される

明治元年一二月二四日 官位返上により、佐渡と名乗る

明治二年正月一五日 刑事知事を仰せつけられる

明治三年九月 明治政府より笠松県貫属を仰せつけられる

(「系譜」(石河家文書一〇二二)および「藩士名寄」「士林派洵」による)

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三三六一 (包紙)

(宝暦七年)

包紙 一

*「宝暦七丑七月詣被仰付候処病氣ニ付参府御断申上候一件之諸書付」と記載あり。三三六一、三三六二までの包紙。

三三六二

殿様・宰相様・上々様方々御所旁御尋之度数

(江戸)二月より

横 一

三三六三

御所旁御見舞御出之衆度数

(江戸)

横 一

三三六四

(為病氣下向御免之儀ニ付書状)

(宝暦七年)卯月二三日

竹腰山城守↓石河伊賀守(光當)様

状 一

*三三六四、三三六六の包紙、括り紐とも。

三三六五

(病氣之為江戸出断之儀等ニ付書状)

(宝暦七年)四月二三日

状 一

*端裏に「竹腰城州公江願書案文御相談申候手紙案并御返報添置 丑四月廿二日」と記載あり。

三三六六

覚持病之疝氣ニ付来月江戸江罷下之儀御断申上度旨

(宝永元年)十一月

石川隠岐守(章長)

状 一

*端裏に「宝永元年 章長院様御病氣ニ付江戸御下向御断之御願被仰達候御書付御扣へ之写」と朱書で記載あり。

三三六七

(所旁之儀ニ付書状案文)

(宝暦七年)四月二六日

(石河光當)↓林勘九郎様

状 一

*三三六七、三三六八の括り紐とも。

三三六八

(伊賀守様御所旁ニ付今般江戸表御下向御断御願之通被仰出度旨書状)

(宝暦七年)四月二六日

林勘九郎↓船渡伴大夫様

状 一

*包紙とも。

三三六九

(江戸下向御免願聞濟ニ付書状)

(宝暦七年)四月二六日

石河伊賀守(光當)↓山澄河内守様

状 一

三三七〇

口上(養生之儀ニ付雛形)

(江戸)九月朔日

御名

状 一

*三三七一、三三六二の括り紐とも。

三三七一

(病状報告等ニ付書状案文)

(江戸)九月朔日

↓阿部縫殿様

状 一

*端裏に「巻」と記載あり。

三三六三

(家老病氣之為加判御断之先例覚)

(江戸)

状 一

*端裏に「御類例」と記載あり。石河出羽守、成瀬大和守、竹越山城守の事例(享保一三年から寛延二年まで)。

石河家文書目録(十五)

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三七六一三 (為病氣江戸下向御免願ニ付書状案文)

(江戸)

↓山澄河内守殿

状 一

*三七六一三、三七六一四までの括り紐とも。

三七六一四 (引籠日数之覚)

(江戸)

状 一

*三七六一四、三七六一六までの括り紐とも。

三七六一五 享保十二年御状留書抜(病氣養生之思召ニ付書状)

(享保十二年) 二月二四日

横井豊後守↓石河出羽守(正章)様

状 一

*三七六一五、三七六一六の括り紐とも。

三七六一六 口上(保養ニ付雛形)

(江戸)八月二七日

御名

状 一

三七六一七 (貴躰私為御代御下向ニ付御発足并御下着日限被仰下度旨書状)

(宝暦七年)二月二一日

生駒因幡↓石河伊賀守(光當)様

状 一

*文中に「有徳院様七回御忌御法事」とあることから宝暦七年と判断した。

三七六一八 (病氣養生仕度儀ニ付書状)

(宝暦七年)九月朔日

石河伊賀守(光當)

状 一

*三七六一八、三七六一九の括り紐とも。端裏に「宝暦七丑九月朔日 月番阿部縫殿殿江用人使者ニ而差出ス書付扣へ」と記載された貼紙あり。

三七六一九 (病状報告ニ付書状)

(宝暦七年)九月朔日

阿部縫殿↓石河伊賀守(光當)様

状 一

三七六二〇 (交代之儀被仰出ニ付書状)

(江戸)正月六日

生駒因幡↓山澄河内守様

状 一

三七六二三 (此表江御下向之儀御免被仰出ニ付御保養無御油断旨書状)

(宝暦七年)五月二五日

生駒因幡↓石河伊賀守様

状 一

*包紙とも。

三七六二三 (為病氣江戸下向御免等先例書付)

(宝永元年〜元文五年)

阿部縫殿↓石河伊賀守(光當)様

横 一

三七六二三 (因幡交代就被仰出貴躰江戸表罷下候御意ニ付書状)

(宝暦七年)正月一〇日

阿部縫殿↓石河伊賀守(光當)様

状 一

*三七六二三、三七六二四の包紙とも。

三七六二四 (生駒因幡方交代就被仰出貴殿来ル五月上旬罷下候様御意ニ付書状)

(宝暦七年)正月六日

織田周防貞辰(花押) ↓石河伊賀守(光當)殿

状 一

三七六十五 清静院様御役義之節御状留書拔(病氣養生ニ付) (享保三年)同(一六年) 状 一

*三七六十五、三七六十七の括り紐とも。清静院様は四代石河正章のこと。

三七六十六 享保三戊午清静院様御役儀之節御状留書拔 (享保三年)一〇月二日 (石河正章)↓山澄主税様 状 一

(持病ニ付養生之間加判御断之旨書状)

三七六十七 (相煩引籠ニ付願書案文) (宝曆七年)四月 ↓山澄河内守様 他一名 状 一

三七六十八 (病中書状貼繼) (宝曆七年)四月 状 一

*三七六十八、三七六十九の括り紐、付札とも。付札に「御普請役御指出御願之一件御手紙御參府御免御願一件」と記載あり。端裏に「宝曆七年丑四月 忝」と記載あり。

①(拙者病中のため御普請役差出申度ニ付頼状) (宝曆七年)四月一五日 (石河光當)↓山澄河内守様

②(貴躰病中のため御普請役指出願承知ニ付書状) (宝曆七年)四月一五日 山澄河内守↓石河伊賀守(光當)様

③(御普請役指出ニ及ばず養生候様ニ御意の儀伝達ニ付書状) (宝曆七年)四月一五日 山澄河内守↓石河伊賀守(光當)様

④(御普請役出すに及ばざる旨承知ニ付書状案) (宝曆七年)四月一五日 ↓山澄河内守様

⑤口上(養生仕候様の御意ニ付難有仕合之旨書状案) (宝曆七年)四月一五日 御名(石河光當)

※後欠カ。

三七六十九 草案(江戸表江罷下候儀御免之儀ニ付草案貼繼) 宝曆七年丑四月 石河伊賀守(光當)↓山澄河内守他 状 一

①(病氣ニ付江戸表江罷下候儀御免願) (宝曆七年)四月 石河伊賀守(光當)

②(江戸表江罷下候儀御免願ニ付書付) (宝曆七年)四月二五日 (石河光當)↓月番山澄河内守殿

③(江戸表江罷下候儀御免被遊候ニ付礼状及び口上書草案) (宝曆七年)四月二六日 (石河光當)↓山澄河内守様

④(江戸表江罷下候儀御免被遊候ニ付書状) (宝曆七年)四月二六日 山澄河内守↓石河伊賀守(光當)殿

※細目③に括り付けられていたもの。「御城の四月廿六日昼過來ル」とあり。

三七七十 (病氣ニ付江戸下向御免願) (宝曆七年)四月 (石河光當) 状 一

三七七一 (御家中衆江相触申候書付之写ニ付綴) (天明三年)二月 綴 一

*包紙とも。包紙に「七升口米米ニ而上納之触 先々江御廻納所の伊賀守方屋敷江御戻候様存候 卯十二月十四日 松原丈左衛門の戻ル」と記載あり。

①(御家中衆江相触候書付写并切紙写被進書) (天明三年)二月七日

②(公儀より出候書付之写忝通指越之由書付) (天明三年)二月七日

③(浅間山焼ニ付甲州道中往来筋難儀ニ付駄賃ニ割増ニ請取之旨触) (天明三年)二月

④(御目付衆の触切紙之写忝通・書付一通被進書) (天明三年)二月八日 岡田治左衛門他二名↓和田六左衛門殿他三二名

※形態は横。

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三三七二 (米切手出入等之儀ニ付触)

(天明二年)八月

状 一

*三三七二、三三七三の包紙とも。包紙に「天明二寅年九月十六日御目付触 公義分出候大坂表諸家蔵屋敷払米之儀ニ付御触 先々江御廻納所分伊賀守方屋敷江御戻シ候様存候 九月十七日御同心衆ニ触出 十月朔日柴山紋左衛門上納之口被戻」と記載あり。

三三七三 (公儀より出候書付之写ニ付綴)

(江戸)

綴 一

- ① (公義より出候書付之写沓通差越ニ付申入) (江戸)九月一六日
 - ② (御家中衆江相触候書付写并切紙写共式通被進書) (江戸)九月一六日
 - ③ (御目付衆より触切紙写一通・書付一通被進書) (江戸)九月一七日
- 堀田郷右衛門他一名↓和田六左衛門殿他二名

三三七四 (目付衆分參候触切紙沓通ニ付被進書)

(江戸)正月二日

横 一

*状とも。

三三七五 (当午年夫銀指出ニ付書付)

(江戸)正月二五日

横 一

三三七六 (当未年夫銀差出ニ付書付)

(元文四年)正月一五日

横 一

*包紙とも。包紙に「元文四未年正月夫銀触 十七日松原丈左衛門分戻ル 先々江御廻し納所分伊賀屋敷江御戻し候様ニと存候」と記載あり。

三三七七 (包紙・紐)

(江戸)

包紙 一

*紐とも。三三七七、三三七八の包紙・紐。包紙に「章長院様御直筆」と記載あり。章長院様は三代石河章長のこと。

三三七八 石川之続(石河家系図)

(天和)貞享

鋪 一

*「相応院殿 芦田 大久保 阿部」と記載あり。

三三七九 (石河家系図)

(江戸)

状 一

*満中から光元まで記載あり。

三三八〇 覚(石河家田緒)

(江戸)

状 一

*祖父市正(石河光忠)が、相応院(お亀)取り持ちを以て権現様(家康)に召し出されたことなどが記載されている。

三七五十一 往返御書通扣 (江戸) 横帳

* 三七五十一、三七五十六の括り紐とも。

三七五十二 (一)学様御子様方主税様御親類書ニ御書載ニ付書付 (享保) 状

* 三七五十二、三七五十四の包紙とも。包紙に「竹三郎様御実父方御親類書御遠類書式通 是ハ享保十一年蔵人様江被遣候扣也」と記載あり。

三七五十三 遠類書(石川忠喜) (享保年間カ) 状

* 掛札多数。享保一七年に「石川」から「石河」へと改める。これ以前の忠喜の遠類書。

三七五十四 親類書(石川忠喜) (享保年間カ) 状

三七五十五 養子願書(石川出羽守三男竹三郎智養子願) 享保九辰年二月五日 状

石河蔵人居判
↓大久保佐渡守殿・石川近江守殿
・水野壹岐守殿

三七五十六 (願之通養子被仰付旨書付) (享保九年極月二十七日) 状

* 端裏に「享保九辰年極月廿七日 若年寄大久保佐渡守殿於御宅蔵人江被仰渡御書付之写 石河蔵人江」と記載あり。

三七五十七 (私三男竹三郎儀石川蔵人養子ニ仕度旨公儀江願書指出ニ付 (享保九年)二月 状

書状) 石川出羽守(正章)

* 享保一〇年正月七日に竹三郎養子入り。

三七五十八 庄九郎様御縁類之御方々(石川庄九郎親類書) (江戸) 状

* 掛札・下ケ札多数。庄九郎は石川壹岐守(章長)の子。後の鏡嶋藤次郎。

三七五十九 (蔵人殿願御申上置ニ付書状案) (享保九年)二月一日 ↓石河主税殿 状

三七六〇 庄九郎様御実方之御統(石川庄九郎親類書) (江戸) 状

* 掛札・下ケ札多数。

三七六一 (石川出羽守養子相調候儀留書写) (享保一二年九月) 状

* 竹三郎が石河蔵人方へ養子に行く際のもの。

三七六十二 (石河蔵人養子主税儀新規御目見願上之儀ニ付書付写) 享保二二年七月二十九日 石河蔵人↓(本多伊予守) 状

* 三七六十二、三七六十六の括り紐とも。

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三七五十三 (虎之口御門御勤番ニ付書付)

(江戸)

状 一

*前後欠。

三七五十四

(主税御肴御授の御次以上及び御流頂戴之中小姓格
家臣書上)

(享保)

状 一

*御家老・奥平源左衛門他三九名(御用人・給人・錠口番・御中小姓・料理人・坊主頭など)。石河主税の養子縁組に関わるものか。

三七五十五

(蔵人方局格・中老格宛行ニ付書付)

(享保)

状 一

三七五十六

(御家老・御用人其外名前并扶持之覚)

(江戸)

横帳 一

*御家老・奥平源左衛門(百石・五人扶持)他の名前が記載されている。

三七五十七

(包紙)

包紙 一

*包紙に「清静院様御筆」と記載されている。清静院様は四代石河正章のこと。三七〇一・三七〇二・三七〇三の括り紐(書付「三十五」、札(ペン書き)「石河家関係(四)」)とも。

三七〇一

(御前様遺言書)

(江戸)西九月

状 一

*三七〇一・三七〇二の包紙共。包紙に「順光院様御所望ニ付認進申候写前書付并添書付都合式通 西九月」と記載あり。

三七〇二

(順光院様江向後御暮方之義御遺言之趣ニ付書付)

(江戸)西九月

状 一

三七〇三

(鎮守府將軍源満仲之二男頼親御孫大和源氏(系図))

極月廿八日

品川鞠負↓石川戸三郎殿

状 一

*左馬頭満仲から十三郎清平までの系図。

三七〇四

駒塚土居築入用

(江戸)

状 一

*包紙とも。包紙に「御隠居様御直筆」と記載あり。

三七〇五

(石川宮内・石川千次郎内証分ケ之儀ニ付書付)

(享保九年)正月

状 一

*包紙とも。包紙に「此書付竹腰志摩守方江御国御用人遠山彦左衛門分見せ候由ニ而享保九年辰二月志州方分来ル書通」と記載あり。端裏に貼札があり、貼札に「此書付之趣御普請方御勘定方江申渡右役所留ニ茂仕置と申候」と記載あり。

三七〇六

ヒセンノ薬之方

(江戸)閏八月二十五日

状 一

*包紙とも。包紙に「秘傳薬方書験」と記載されている。端裏に「疥瘡(ヒセンカサ)」と記載あり。

三七〇八 (山県郡三輪村等支配代所勤番之義ニ付書付) (江戸) 状 一

三七〇九 覚(囃子の間に仕舞を入れる件ニ付) (江戸) 九日 状 一

*包紙とも。包紙に「書付」と記載されている。

三七一〇 (珠玉院仏事之義ニ付書付) (江戸) 七月二日 状 一

*包紙とも。包紙に「珠玉院入仏事之儀ニ付被下置候御書付也」と記載されている。前欠。

三七一一 (御領知免租ニ付書状) (寛保元年) 子八月 状 一

*包紙とも。包紙に「当年領知不難ニ付御隠居様思召ニ而領知奉行・代官今尻切申渡候写」と記載されている。

三七一二 (我等義一昨日当所江罷越在邑其外ニ付書状) (江戸) 二月三日 愚翁(石河正章)↓伊賀守殿(石河忠喜) 状 一

*包紙とも。

三七一三 (殺生之鴨七羽賜之賞翫ニ付書状) (江戸) 正月二九日 愚翁(石河正章)(花押)↓伊賀守殿(石河忠喜) 状 一

*包紙とも。

三七一四 (四神丸(丸薬)) (江戸) 状 一

*封筒とも。封筒に「四神丸毎服老幼五分淡塩湯送下」と記載されている。

三七一五 (「様」類型書付) (江戸) 状 一

三七一六 (是好泰斗呼出其外ニ付書状) (江戸) 正月一〇日 石河伊賀守 状 一

*包紙とも。包紙に「書付」と記載あり。

三七一七 (勝手貧窮至極相迫相統難成程之躰ニ付書状) (江戸) 状 一

*三七一七、三七一八の包紙とも。包紙に「清静院様御自筆」「不他見儘大切ニ可火中」と記載されている。清静院様は四代石河正章のこと。

三七一八 (志水嘉吉方座席御取持被遣候様致度ニ付書状) (江戸) 状 一

三七一九 案文(伊賀義御参府御札之節御札順其外ニ付) (江戸) 状 一

*包紙とも。包紙に「清静院様御筆」「御供ニ而御参府前年未無官之節諸大夫之万石以下之年寄中御参府御札被仰上候節御目見之座順之儀被為御心付義忠様へ被仰遣候御案」と記載されている。

番号表題	年月日	差出(作成)↓宛所	形態・数量
三七三十一 (和歌三十一首)	(江戸)		状 一
*三七三十一、三七三十二は紐で一括されていた(紐は破棄)。三七三十一、三七三十二の紐とも。			
三七三十二 (和歌二首)	(江戸)		状 一
*「試筆」「年内立春」「歳暮」。			
三七三十三 (源戴様御一周忌ニ付御備詠歌)	宝暦二年六月	内大臣(九条)道前	状 一
*包紙とも。包紙に「源戴様御一周忌御法事建中寺御霊前江九條左府様ヨリ御備之御詩作内府様ヨリ御備之御詠歌写」と記載されている。源戴様は八代徳川宗勝のこと。			
三七三十四 (源戴様御一周忌ニ付御備詩作)	宝暦二年六月	左大臣(九条)尚實	状 一
三七三十五 (源戴様御一周忌ニ付御備詠歌)	宝暦二年	内大臣(九条)道前	状 一
*包紙とも。包紙に「源戴様御一周忌御法事ニ付建中寺御霊前江九条左府様ヨリ御備之御詩作・内府様ヨリ御備之御詠歌写」と記載されている。			
三七三十六 (源戴様御一周忌ニ付御備詩作)	宝暦二年六月	左大臣(九条)尚實	状 一
三七三十七 (和歌五首)	(江戸)		状 一
*「海辺早春」「古池菖蒲」「暁知早涼」「行路冬風」「社頭祝言」。			
三七三十八 (和歌詠草)	(江戸)	(竹腰公)	状 一
*端裏に「竹腰公御筆」と記載されている。			
三七三十九 うゑほに上る(為家卿和歌写)	(江戸)		状 一
三七四〇 (和歌詠草)	(江戸)		状 一
*「正風然」ほか二一首。			
三七四十二 (和歌七首)	(江戸)		状 一
三七四十三 (御即位御寿賀の御能の開口寿文・俳諧・和歌)	明和八年五月二七日	作文谷左中橋貞勝・開口脇大夫・西村庄兵衛菅原敬允	状 一

*紙継はがれ。御桃園天皇の即位礼に際してのもの。

三七三十三 (和歌二首) (江戸)

* 紙継はがれ。

三七三十四 (和歌一首) (江戸)

* 「試筆」「歳暮」。紙継はがれ。

岐阜町医倅武矩十二才

三七三十五 遊女ノ歌(和歌) (江戸)

* 天地部破れあり。

三七三十六 (紅葉ニ付和歌二首) (江戸)

三七三十七 (紅葉ニ付和歌七首) (江戸)

* 紙継はがれ。

三七三十八 (和歌八首) (江戸期)

三七三十九 みつねた、みねに問侍りける(和歌)

三七四十 尾張の名所(和歌) (江戸)

* 「祢山」。

松平美濃守殿医藤本利庵ほか四名

三七四十二 (和歌書付) (江戸)

三七四十三 (長歌書付) (江戸)

三七四十三 (和歌二首) (江戸)

* 「路春草」。

三七四十四 (六義・六根・六境) (江戸)

* 三七三十四、三七三十五の包紙とも。付札あり。

三七四十五 (和歌四首) (江戸)

* 「古今恋」「千載集恋」など。

三七四十六 (和歌二十二首) (江戸)

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

状 一

番 号 表 題

*三七三―三六、三七三―三四の括り紐とも。「遠州花」ほか二首。

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三七三―三七 古歌之言(和歌)

(江戸)

状 一

三七三―三六 (和歌)

(江戸)

状 一

* 和歌三首。和泉式部の和歌ほか。

三七三―三九 (義経勲記三之卷写)

(江戸)

状 一

三七三―四〇 (続古今集和歌断簡)

(江戸)

状 一

三七三―四三 法然上人歌

(江戸)

状 一

* 端裏に「古歌」と記載あり。

三七三―四三 (和歌一首)

(江戸)

状 一

三七三―四三 念仏の歌 道生法師歌に

(江戸)

状 一

三七三―四四 (太田持資和歌其外断簡)

(江戸)

状 一

三七三―四五 (和歌其外書付)

(江戸)

状 一

* 三七三―四五、三七三―四六の括り紐とも。

三七三―四六 (菱喰・雁・鴨其外捕獲数書上)

寛延四年正月二〇日

状 一

三七三―四七 (詩想之覚)

(江戸)

状 一

三七三―四八 (和歌書付一括)

(江戸)

状 一三

三七三―四九 (和歌書付一括)

(江戸)

状 六

三七三―五〇 (和歌二首)

(江戸)

状 一

* 三七三―四〇、三七三―四五の括り紐とも。

西三条

- 三三十四 はりかさ(和歌・俳句書付) (江戸) 紅葉軒 横半
- *「首途」「清洲」「四ツ家茶屋」「萩原」「木曾川の渡」ほか。
- 三三十四 上野八景 延享辰春 富永 状
- 三三十四 (和歌十三首) (江戸) 状
- *「御」(八代徳川宗勝のこと)、「勇之助様」(松平勝長のこと、宗勝六男)、「亀弥様」(松平勝起のこと、宗勝九男)の記載がある。紙継ぎ剥かれ。
- 三三四 陸奥左兵衛督吉村卿七十賀屏風和歌・十二月屏風和歌 寛延二年五月六日 状
- *紙継ぎ剥かれ。
- 三三十四 上野八景和歌 (江戸) 俊常上 状
- *包紙二点とも。
- 三三十四 詠上野八景狂歌 (江戸) 重榮 状
- *包紙とも。
- 三三十四 (上野八景和歌) (江戸) 山口覚左衛門 状
- *包紙とも。
- 三三十四 (上野八景和歌) (江戸) 幸満 状
- *包紙とも。
- 三三十四 上野八景之発句 (江戸) 重直 状
- *包紙とも。
- 三三十五 上野八景(和歌八首) (江戸) 内田友児 状
- *包紙とも。
- 三三十五 上野八景(俳句八句) (江戸) 状
- 三三十五 (上野八景和歌) (江戸) 状
- 三三十五 八景(上野八景和歌) (江戸) 是好 状

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三三一四 (紀行文写)

(江戸)

状一

*三三一四、三三一五の括り紐とも。

三三一五 (和歌案文)

(江戸)

状一

*紙継ぎ剥がれ。

三三一六 (和歌二首)

(江戸)

状一

三三一七 (長歌案文)

(江戸)

状一

*紙継ぎ剥がれ。

三三一九 (和歌案文)

(江戸)二六日・二七日

状一

*紙継ぎ剥がれ。

三三一〇 (日記)

延享四年二月三日、九日

状一

*三三一五、三三一六の括り紐とも。

三三一〇 (和歌書付)

(江戸)

正武

状二

*包紙とも。包紙に「御歌」と記載されている。「木曾八景」ほか。

三三一六 (和歌書付)

宝暦八年

光當

状三

*包紙二点とも。包紙に「御賀之詠艸」、「言葉書」とそれぞれ記載されている。

三三一六 (嘉吉元年十二月晦日節分庚申之上元星出現ニ付書付)

(江戸)

状一

*後欠。

三三一六 有栖河宮御出題七十御賀(和歌二首)

(宝暦)

状一

*九代徳川宗睦と松平勝長(宗勝六男)の和歌が記載されている。

三三一六 (和歌其外書付)

享保一六年二月

状一

*端裏に「御前御筆」と記載されている。紙継ぎ剥がれ。虫損大。

三三一五 (和歌草稿)

(江戸)

状二

* 後樂園の回遊記あり。

三三二六 (七夕和歌) (江戸) 状 一

三三二七 (随想案文) (江戸) 状 二

三三二八 (随想案文) (江戸) 状 一

三三二九 (扇面) (江戸) 状 一

* 一部破損。

三三三〇 (和歌五首) (江戸) 状 二

* 三三三〇、三三三一、三三三二の括り紐とも。包紙とも。和歌五首に関する状一通あり。破損大。

竹腰山城守正武他四名

三三三一 (和歌草稿) (江戸) 状 一

* 「山初雪」ほか約九〇首。破損大。

三三三二 (和歌一括) 宝曆二年 状 九

* 包紙とも。破損大。

三三三三 (和歌断簡) (江戸) 状 一

* 三三三三、三三三三、三三三八までの括り紐とも。

三三三四 (和歌草稿) (江戸) 状 一

三三三五 (随想覚書) (江戸) 状 一

三三三六 (和歌試毫) (江戸) 状 一

三三三七 (和歌草稿) (江戸) 状 一

三三三八 (和歌五首其外書付) (江戸) 状 一

三三三九 (和歌断簡) (江戸) 状 一

石河家文書目録(十五)

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三三二八〇	(和歌断簡)	(江戸)		状	一
三三二八一	(和歌七首)	(江戸)		状	一
三三二八二	(和歌草稿)	(江戸)		状	一
三三二八三	(和歌草稿)	(江戸)		状	一
三三二八四	(紀行文草稿)	(江戸)		状	一
三三二八五	(紀行文草稿)	(江戸)		状	一
三三二八六	(随筆草稿)	(江戸)		状	一
三三二八七	(和歌断簡)	(江戸)	*「神なつき」と記載あり。	状	一
三三二八八	(紀行文草稿)	(江戸)		状	一
三三二八九	(和歌五首)	(江戸)	*後欠。	状	一
三三二九〇	(随筆草稿)	(江戸)	*三三二八七、三三二八八の括り紐とも。紐に「書付卅九」と記載された付札あり。	状	一
三三二九一	流求(漢詩)	(江戸)		状	一
三三二九二	(権現様百回忌御能開口写)	(江戸)	権左衛門	状	一
三三二九三	尾勢狂句争(和歌書付)	(江戸)		状	一
三三二九四	(父の御病気見舞書付案)	(江戸)		状	一

*寛保三年以降の悩みがあった旨が記してある。

三七一九五 (蓮華寺由来記)

(江戸)

状 一

* 付箋・貼紙あり。蓮華寺は美濃国山縣郡にある寺で石河正光の埋葬寺。

三七一九六 (剝火其外二付書付)

(江戸)

状 一

* 「桐ノ灰・麻ノ灰」などの記載がある。「無火事」とも。

三七一九七 (和歌書付)

(江戸)

状 一

* 「溪柿」ほか三二首。

三七一九八 (和歌草稿)

宝暦八年皐月二日

宗國

状 一

* 宗國は「江戸歌人烏丸殿御門弟」と記載あり。端裏に「江都」と記載あり。

三七一九九 (拾葉集十四上)

(江戸)

状 一

* 和歌の指南書か。

三七二〇〇 (八代集抄抜書)

(江戸)

状 二

三七二〇一 (和歌草稿)

(江戸)

状 一

三七二〇二 (墨跡長嶋へ来ル人名書付)

(江戸)

状 一

* 「鄭維」「維培」と記載あり。

三七二〇三 (言葉に取へきや(和歌に関する短文・短句の書付)

(江戸)

状 一

* 三七三〇三、三七三〇八までの括り紐とも。

三七二〇四 (和歌一首)

(江戸)

状 一

三七二〇五 (和歌二首)

(江戸)

状 一

三七二〇六 (和歌二首)

(江戸)三月六日

状 一

* 「春雪」「軒梅」。

三七二〇七 (養老の瀧を求めて見にまかりて詠める和歌二首)

元文元年二月一五日

光當

状 一

三七二〇八 (和歌七首)

(江戸)

状 一

番号表題	年月日	差出(作成) ↓ 宛所	形態・数量
三七三〇九 (草稿) *「月照雪」ほか。 *和歌の形式を書いたもの。	(江戸)		状 一
三七三二〇 (和歌草稿) *「箱根」「田子」ほか。破損大。	(江戸)		状 一
三七三二二 (和歌一首)	(江戸)		状 一
三七三二三 (和歌書付) *「多度にて」「麓の桜を」ほか。	(江戸)		状 一
三七三三一 (暑中御見舞御念入ニ付書状) *三七三二一、三七三二二の括り紐とも。三七三二一、三七三二二の括り紐とも。	(嘉永)六月二四日	細井藤助徳昌(花押) ↓石河孟二郎(光晃)	折紙 一
三七三三二 (悴大助儀御側懸留役被仰付難有仕合ニ付書状)	(江戸)四月九日	寺山鍋蔵 正貫(花押) ↓石佐渡守様	折紙 一
三七三三三 (御手筒頭被仰付難有仕合ニ付書状)	(江戸)六月四日	真鍋喜内 一孟(花押) ↓石佐渡守	折紙 一
三七三四 (御旗奉行被仰付難有仕合ニ付書状)	(江戸)四月九日	水野藤兵衛 忠愛(花押) ↓石佐渡守様	折紙 一
三七三五 (陽清院様御卒去御用向骨折にて拝領物被仰付難有仕合ニ付書状)	(江戸)五月三日	磯田喜傳次 雅道(花押) ↓石佐渡守様	折紙 一
三七三六 (陽清院様御卒去御用向骨折にて拝領物被仰付難有仕合ニ付書状)	(江戸)五月三日	土岐小左衛門 富穀(花押) ↓石佐渡守様	折紙 一
三七三七 (御使番被仰付難有仕合ニ付書状)	(江戸)六月二八日	建部新十郎 時貫(花押) ↓石佐渡守様	折紙 一

三七三六 (土用入御伺御念入ニ付書状) (嘉永)六月二八日 正木多門尚厚(花押) 折紙 一

三七三九 (暑中御見舞忝ニ付書状) (嘉永)七月二五日 千村平右衛門仲秋(花押) 折紙 一

三七四〇 (土用入御伺御念入ニ付書状) (嘉永)六月二四日 森兵大夫正長(花押) 折紙 一

三七四二 (土用入御機嫌伺ニ付書状) (嘉永)六月二五日 平岩東馬純常(花押) 折紙 一

三七四三 (暑氣御見舞御念入ニ付書状) (嘉永)六月二四日 鈴木彈正重到(花押) 折紙 一

三七四三 (暑中御見舞御念入ニ付書状) (嘉永)六月二四日 石河孟二郎(光晃)様 折紙 一

三七四四 (暑中御見舞御念入ニ付書状) (嘉永)六月二四日 天野藤十郎宜重(花押) 折紙 一

三七四五 (入寒御機嫌伺御念入ニ付書状) (嘉永)二月二八日 津田式三郎信好(花押) 折紙 一

三七五六 (入寒御伺御念入ニ付書状) (嘉永)二月二八日 石河孟二郎(光晃)様 折紙 一

三七五七 (土用入御機嫌伺御念入ニ付書状) (嘉永)六月二九日 宮澤平次郎員文(花押) 折紙 一

三七五八 (年始御祝儀御念入ニ付書状) (嘉永)正月二五日 大津庄兵衛直澄(花押) 折紙 一

三七五九 (年始御祝詞御念入ニ付書状) (嘉永)正月二一日 石河孟二郎(光晃)様 折紙 一

番号表題

年月日

差出(作成) ↓宛所

形態・数量

三七三二〇 (年始御祝詞御念入ニ付書状)

(嘉永)正月二五日

↓石河孟二郎(光晃)様
鈴木来山重達(花押)

状 一

三七三二二 (年始御祝詞御念入ニ付書状)

(嘉永)正月二五日

↓石河孟二郎(光晃)様
佐枝将監種茂(花押)

状 一

三七三二三 (年始御祝詞御念入ニ付書状)

(嘉永)正月二五日

↓鈴木主殿重則(花押)
↓(石河光晃)

状 一

三七三二三 (年始御祝詞御念入ニ付書状)

(嘉永)正月二五日

↓鈴木彈正重到(花押)
↓(石河光晃)

状 一

三七三二四 (年始御祝儀御念入ニ付書状)

(江戸)正月二一日

↓水野惣右衛門康定(花押)
↓(石河光晃)

状 一

三七三二五 (暑氣御見舞御念入ニ付書状)

(嘉永)六月二五日

↓中西筑前守長毅(花押)
↓石河孟二郎(光晃)様

状 一

三七三二六 (年始御祝詞申上度ニ付書状)

(江戸)正月二日

↓尾張屋惣右衛門公矩(花押)
↓石河太八郎様 御用人中様

折紙 一

三七三二七 (入寒御機嫌伺ニ付書状)

(江戸)一月二三日

↓外山平七郎政恒(花押)
↓御用達衆様

状 一

三七三二八 (寒中御機嫌伺ニ付書状)

(江戸)一月二三日

↓広岡久右衛門正饒(花押)
↓御用達衆様

状 一

三七三二九 (年始御祝詞御披露頼ニ付書状)

(江戸)一月二日

↓福井藤左衛門芳一(花押)・
福井藤次郎芳正(花押)
↓杉山弥一郎様・山田弥三右衛門様・
飯沼五百之進様・内田善蔵様

状 一

三七三上〇 (暑中御見廻御念入ニ付書状) (嘉永)六月二六日

成瀬隼人正 正住(花押)
↓石河孟二郎(光晃)様

状 一

三七三上三 (年始御祝詞御念入ニ付書状) (嘉永)正月二五日

成瀬隼人正 正住(花押)
↓石河孟二郎(光晃)様

状 一

三七三上三 (暑中御見廻御念入ニ付書状) (嘉永)六月二二日

成瀬隼人正 正住(花押)
↓石河孟二郎(光晃)様

状 一

三七三上三 (年始御祝詞御念入ニ付書状) (嘉永)正月一六日

成瀬隼人正 正住(花押)
↓石河孟二郎(光晃)様

状 一

三七三上四 (年始御祝詞申上度ニ付書状) (江戸)正月二日

食野吉左衛門 相興(花押)
・食野次郎左衛門 常貞(花押)
↓御用達衆様

状 一

三七三上五 (年始御祝詞申上度ニ付書状) (江戸)正月二日

山崎屋与七郎 義質(花押)
↓杉山弥一左衛門様・山田弥三左衛門様・
飯沼五百之進様・内田善藏・浅川彦右衛門様

状 一

三七三上六 (年始御祝詞申上度ニ付書状) (江戸)正月二日

八木忠平衛 良金(花押)
↓(石河)佐渡守様 御用達衆様

状 一

三七三上七 (年始御祝詞申上度ニ付書状) (江戸)正月五日

雜□屋三郎兵衛 重観(花押)
↓(石河)太八郎様 御用達衆様

状 一

三七三上六 (年始御祝詞申上度ニ付書状) (江戸)正月二日

山崎屋与七郎 義質(花押)
↓杉山弥一左衛門様・飯田(沼カ)五百之進様・
浅川彦右衛門様・石川兵次様・内田善藏

状 一

三七三上五 (年始御祝詞申上度ニ付書状) (江戸)正月二日

加島屋安兵衛 貞運(花押)↓御用達衆様

状 一

三七三上〇 (年始御祝詞申上度ニ付書状) (江戸)正月二日

食野吉左衛門 相興(花押)・
食野次郎左衛門 常貞(花押)
↓御用達衆様

状 一

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三七三十四 (年頭御祝詞申上度ニ付書状)

(江戸)正月四日

広岡久右衛門 正饒(花押) ↓御用達衆様

状 一

三七三十三 (年始御祝詞申上度ニ付書状)

(江戸)正月五日

外山平七郎 政恒(花押) ↓御用達衆様

状 一

三七三十二 (年始御祝詞申上度ニ付書状)

(江戸)正月二日

平野屋孫兵衛 典則(花押)・平野屋元三郎 義(花押) ↓御用達衆様

状 一

三七三十一 (年始御祝詞申上度ニ付書状)

(江戸)正月四日

広岡久右衛門 正饒(花押) ↓御用達衆様

状 一

三七三十 (年始御祝詞申上度ニ付書状)

(江戸)正月二日

升屋平右衛門 重(花押) ↓(石河)佐渡守様 御用達衆様

状 一

三七二十九 (年始御祝詞申上度ニ付書状)

(江戸)正月三日

平野屋□信「」(花押) ↓(石河)佐渡守様 御用達衆様

状 一

三七二十八 (暑中御尋忝仕合ニ付書状)

(江戸)七月八日

石原清一郎 正理(花押) ↓石河伊賀守様

状 一

三七二十七 (寒中御尋忝仕合ニ付書状)

(江戸)二月二五日

石原清左衛門 正修(花押) ↓石河伊賀守様

折紙 一

三七二十六 (寒中御尋忝仕合ニ付書状)

(江戸)二月二五日

石原清一郎 正理(花押) ↓石河伊賀守様

折紙 一

三七二十五 (石河佐渡守家御朱印地代替之節之取扱ニ付案文)

(江戸)三月

石河佐渡守家 来岩田八九郎

状 一

三七二四 (今度逗留中御世話相懸リニ付銀壹枚被致進旨書状)

(文久)慶応 正月二三日

飯沼五百之進 ↓尾崎将曹様

状 一

*三七二三 英によれば「今度逗留中」とは石河佐渡守京都滞在中のことを指す。

三七二三 (今度家老内田善藏等上下五人滞京中貴院江止宿為致度ニ付書状)

(文久)慶応

状 一

ニ付書状)

*後欠。

三七二二 (明廿四日晝爰許發足尾州表江罷下候付宿々継人馬)

(文久)慶応

石河佐渡守(光晃) ↓川勝美濃守様

状 一

二付書状)

正月二三日

三三三五四

(明廿四日晝爰許發足尾州表江罷下候付宿々継人馬
二付書状)

石河佐渡守(光晃) ↓ 都筑駿河守様

状 一

三三三五五

(今日御城下通行二付時候御見舞使者遣候二付書状)

(文久〜慶応)
正月二六日

石河佐渡守使者 杉山作左衛門

状 一

三三三五六

覺(佐渡守在京中尾崎將曹外へ御世話相懸二付
銀壹枚贈旨書付)

(文久〜慶応)

状 一

*三三三五と関連。外に中川庄太夫・樋口又太郎・加藤進次郎の名前が記載されている。

三三三五七

(在京中御寺内拝借二付礼状)

(文久〜慶応)
正月二三日

状 一

三三三五八

(礼状案文)

(文久〜慶応)
正月二三日

状 一

三三三五九

(昨日御出二預二付礼状)

(文久〜慶応)
正月二三日

状 一

三三三六〇

(佐渡守在京中御世話相懸り忝二付礼状)

(文久〜慶応)
正月二三日

状 一

*端裏に「佐藤新介」と記載されている。

三三三六一

(私儀尾張前大納言殿使として去九日尾州表発足
只今京着二付御届)

(文久〜慶応)
正月二二日

石河佐渡守(光晃)

状 一

*尾張前大納言とは十四代・十七代徳川慶勝のこと。端裏に「留下」と記載されている。

三三三六二

(御城下通行二付時候御見廻使者遣候二付書状)

(文久〜慶応)
正月一〇日

石河佐渡守使者 杉山作左衛門

状 一

*端裏に「留下」と記載されている。

三三三六三

(私儀尾張前大納言殿使として去ル九日尾州表発足
只今京着二付御届)

(文久〜慶応)
正月二二日

杉山作左衛門

状 一

石河家文書目録(十五)

番号	表題	年月日	差出(作成)↓宛所	形態・数量
三三三四	(別紙写之通御用番御届ニ付書付)	(文久〜慶応) 正月二三日	石河佐渡守家来 秋元荘助	状 一
三三三五	(拙者儀尾張前大納言殿使として去ル九日尾州表発足 昨夕京着ニ付御届)	(文久〜慶応) 正月二三日		状 一
三三三六	(拙者儀尾張前大納言殿使として去ル九日尾州表発足 昨夕京着ニ付御届)	(文久〜慶応) 正月二三日		状 一
三三三七	(石河佐渡守家御朱印地代替之節之取扱ニ付案文)	(江戸)三月	石河佐渡守内家来 岩田八九郎	状 一
三三三六	(緒太ぞり式足御取寄御頼ニ付書状)	(文久〜慶応) 正月二七日		状 一
三三三六	(私儀今般供ニ而上京参殿日之都合ニ付伺状)	(文久〜慶応) 正月二六日		状 一
三三三七	(大行天皇崩御之御香典献備之使者山田小平次尾州表発足 来ル九日京着之筈ニ付書状案文)	(慶応三年)二月二日	秋元荘助↓大雄院 御納所	状 一
三三三七	*「大行天皇」は孝明天皇のこと。大雄院は石河光忠の父、光元の菩提を弔うために建立された寺院で、石河家の位牌所。			
三三三七	(大行天皇崩御之御香典献備之使者山田小平次・ 岩田八九郎今日爰許発足ニ付書状案文)	(慶応三年)二月	石河佐渡守使者	状 一
三三三七	(大行天皇崩御之御香典献備之使者山田小平次・ 岩田八九郎今晚爰許発足京都差登ニ付書状)	(慶応三年)二月二日	石河佐渡守使者 内田與三治	状 一
三三三七	覚(養徳院へ佐渡守殿分被相備候白銀等書付)	(文久〜慶応) 二月二日	菊池治郎左衛門・堀田郷右衛門 ↓養徳院 御納所	状 一
	* 紙継ぎ剥がれ。「養徳院」は石河光重の父光延の菩提を弔うため創建された寺院のこと。			
三三三七	(私儀尾張前大納言殿使として去九日尾州表発足 只今京着ニ付御届)	(文久〜慶応) 正月二日	石河佐渡守(光晃)	状 一
	* 端裏に「写」とあり。			

三三三十七 (私儀尾張前大納言殿使として去九日尾州表発足
只今京着ニ付御届) 正月二日 状 石河佐渡守(光晃)

* 端裏に「写」とあり。

三三三十八 (別紙写之通御用番御届ニ付書付) 正月二日 状 石河佐渡守家来 秋元莊助

三三三十九 (拙者儀明廿四日晝爰許発足尾州表江罷下ニ付御届) 正月三日 状 石河佐渡守内山田小平次・岩田八九郎

三三四十 筋目有増(石河佐渡守由緒書) 正月三日 状 石河佐渡守家来岩田八九郎儀三条通大橋東大坂屋
伊兵衛所ニ止宿ニ付届書) (慶応三年) 状 伊兵衛所

三三三十一 京都留下(在京中御寺内拝借ニ付礼状案文) 正月二日 状 京都留下
* 朱書で「届之書損敷」記載されている。

三三三十二 (城下御通行ニ付請書) 正月二六日 状 戸田采女正使者 松岡與惣太夫

三三三十三 (私儀明廿四日晝爰許発足尾州表江罷下ニ付御届) 正月三日 状 石河佐渡守(光晃)

三三三十四 (尾張前大納言殿より上様御機嫌被相伺候使相勤候
ニ付心得伺) 正月 状 石河佐渡守(光晃)

三三三十五 (御達之儀御座候間明日中屯人可罷出旨切紙) 正月一九日 状 飯沼五百之進・秋元莊助
↓ 田野村勘兵衛様・辻七郎左衛門様

* 裏に「除目」と記載されている。返事の書き込みあり。差出・宛所は返事の際に書いたもの。田野村勘兵衛・辻七郎左衛門は老中板倉勝静の用人。

三三三十五 (私儀尾張前大納言殿使として去九日尾州表発足
只今京着ニ付御届) 正月二日 状 石河佐渡守使者杉山作左衛門

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三三三六 (拙者儀尾張前大納言殿使として去ル九日尾州表発足
只今京着ニ付御届案文)

(文久〜慶応)
正月二日

石河佐渡守使者 杉山作左衛門
状 一

三三三七 御廻順(老中・若年寄)

(慶応)

状 一

* 京極主膳正(高富)、板倉伊賀守(勝静)、松平越中守(定敬)、稲葉兵部大輔(正巳)、松平縫殿頭(乗謨)、松平肥後守(容保)、松平豊前守(大河内正質)の名
が記載されている。

三三三八

(拙者儀尾張前大納言殿使として去九日尾州表発足
昨夕京着宿々継人馬相用ニ付申達案)

(文久〜慶応)
正月二三日

石河佐渡守使者 杉山作左衛門
状 一

三三三九

(今晚当駅止宿時候御見廻ニ付書状案)

(文久〜慶応)
正月九日

石河佐渡守使者 杉山作左衛門
状 一

三三三〇

(私儀尾張前大納言殿令使として指登京着ニ付申達案)

(文久〜慶応)
正月二日

石河佐渡守使者 杉山作左衛門
状 一

* 端裏に「留下」と記載されている。

三三三一

(佐渡守京地向相濟明廿四日爰許発足御院主江銀式枚
御指上ニ付書状)

(文久〜慶応)
正月三日

秋元莊助・飯沼五百之進
↓大雄院 御納所
状 一

三三三二

(相達候儀有之明日中御壺人御出候様切紙)

(文久)正月一九日

板倉伊賀守内 田野村勘兵衛・辻七郎左衛門
↓石河佐渡守(光晃)様 御家来中
状 一

三三三三

(佐渡守逗留中家中之輩止宿ニ付銀壺枚被進旨書状)

(文久〜慶応)正月

状 一

* 龍源寺・大仙寺・常樂寺・安立寺・誠心寺の名が記載されている。

三三三四

進上(御香奠式枚ニ付)

(慶応三年カ)

石河佐渡守 光晃
状 一

* 孝明天皇崩御の際の香奠か。

三三三五

進上(御香奠式百匹ニ付)

(慶応三年カ)

石河隱岐守 光美
状 一

* 隱岐守は慶応二年七月に改名。孝明天皇崩御の際の香奠か。

三三三六

(孝明天皇崩御其外ニ付所司代公用人を以被相渡候書付写)

(慶応三年)

五月二〇日
状 一

三七三一九 (札)

*「玄関記帳役」と記載されている。

(江戸)

状 一

三七三一九 (札)

*「小納戸方・側医師」と記載されている。

(江戸)

状 一

三七三一九

(石河佐渡守使者旅宿覚)

(慶応三年)

状 一

*「三条通大橋東大坂屋伊兵衛」と記載されている。三七三九と関連。

三七三二〇〇

(佐渡守逗留中家中五ヶ寺拝借ニ付案文)

(文久〜慶応)

状 一

*龍源寺・大仙寺・常楽寺・安立寺・誠心寺の名が記載されている。

三七三二〇二

別段演舌(御寺内拝借中下人共取荒ニ付案文)

(文久〜慶応)

状 一

*書き出しのみ記載。

三七三二〇三

(拙者儀明廿四日晝爰元発足ニ付書状案文)

(文久〜慶応)

状 一

*書き出しのみ記載。

三七三二〇三

(別段使者演舌ニ付書付)

(文久〜慶応)

状 一

*書き損じか。

三七三二〇四

(昨日御出に預かり礼状断簡)

(文久〜慶応)

状 一

*後欠。継目がとれている。

三七三二〇五

別段演舌(御寺内拝借中下人共取荒ニ付案文)

(文久〜慶応)

状 一

*書き出しのみ記載。

三七三二〇六

(佐渡守より御香典献備之使者山田小平治初上下九人差登
菩提所妙心寺塔頭大雄院江旅泊ニ付書状)

(慶応)

状 一

三七三二〇七

(献上之御残干狗脊一箱御意被懸忝次第二付書状)

(明和〜安永)

折紙 一

七月五日

*三七三二〇七三七三二一四の括り紐とも。包紙とも。小堀政一は明和七年に大番頭、安永七年に伏見奉行、天明五年罷免。
小堀土佐守 政方(花押)
↓石河伊賀守(光當様)

番 号 表 題

年月日

差出(作成) ↓宛所

形態・数量

三七三二〇八 (献上之御残干狗脊一箱御意被懸忝ニ付書状)

(宝曆ノ明和)

松平因幡守 康郷(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙 一

*包紙とも。松平康郷は御側御用取次(宝曆一〇年ノ明和八年)。

七月三日

三七三二〇九 (献上之御残干狗脊一箱御意被掛忝ニ付書状)

(宝曆ノ安永)

酒井石貝守 忠休(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙 一

*包紙とも。酒井石見守は若年寄(宝曆一二年ノ天明七年)。

閏六月九日

三七三二一〇 (日記断簡)

(江戸)正月二日
ノ二月五日

状 一

*裏面に宗門人別帳の断簡あり。

三七三二一一 (入鹿池吹破御城下迄も入水之由承ニ付見舞状)

(慶応四年)五月日

乙津寺 ↓御用人衆中

折紙 一

三七三二一二 (入鹿池吹破御城下迄も入水之由承ニ付見舞状)

(慶応四年)五月日

乙津寺 ↓飯沼五百之進様

折紙 一

三七三二一三 (献上之御残干狗脊一箱御意被懸忝ニ付書状)

(宝曆九)七月七日

松平采女 正忠盈(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

折紙 一

*包紙とも。松平采女 正忠盈は側衆(延享二年ノ宝曆五年)。

三七三二一四 (御機嫌伺御満足思召ニ付奉書)

(江戸)六月

高橋兵庫頭(花押)他三名
↓石河佐渡守様

折紙 一

*包紙とも。

三七三二一五 (暑中御見舞ニ付書状)

(江戸)六月

虫鹿豊後守 秀順(花押)
↓石河佐渡守様

折紙 一

三七三二一六 (御嘉例御祈禱執行ニ万度御祓大麻目録之通進上ニ付書状)

(江戸)九月吉日

上部貞文(花押)
↓石河太八郎様

折紙 一

三七三二一七 (九條殿御機嫌伺御満足思召ニ付奉書)

(江戸)七月一八日

石井治部少輔 在徳(花押)
↓石河佐渡様

折紙 一

三七三二六 (御見廻御念入忝ニ付書状)

(江戸)四月二八日

浅野道敬(花押)↓石河太八郎様

折紙 一

三七三二九 (芸州御表分油紙包候御状箱到来仕候ニ付書状)

(江戸)八月八日

高三喜兵衛↓杉山悌夫様・浅井文五郎様

状 一

*三七三二九、三七三三三六の括り紐とも。

三七三三〇 覚(道敏殿・道興殿より太八郎様江式通其外ニ付)

(江戸)四月二八日

井口喜久馬↓杉山悌夫様外六名

状 一

三七三三三 覚(道敏殿・道興殿より太八郎様江式通其外ニ付)

(江戸)四月二八日

井口喜久馬↓杉山悌夫様外六名

状 一

三七三三三 (新春御祝詞御念入ニ付書状)

(江戸)四月二八日

浅野道敏(花押)↓石河太八郎様

折紙 一

三七三三三 (新春御祝詞御念入ニ付書状)

(江戸)四月二八日

浅野道興(花押)↓石河太八郎様

折紙 一

三七三三四 (甚寒之節御見廻御念入ニ付書状)

(江戸)四月二八日

浅野道興(花押)↓石河太八郎様

折紙 一

三七三三五 (改年之御慶目出度申候ニ付書状)

(江戸)四月二八日

井口喜久馬 忠之(花押)
↓杉山悌夫様外六名

折紙 一

三七三三六 (寒中御見廻承知ニ付書状)

(江戸)四月二八日

井口喜久馬 忠之(花押)
↓浅井文五郎様他六名

折紙 一

三七三三七 (野村儀帰農願其外ニ付書状)

(明治六年)一月九日

石河又十郎↓石河太八郎様

状 一

*封紙とも。紙継ぎ剥がれ。

三七三三六 (家来栄太郎御日通ニ而拝領物頂戴ニ付書状)

(明治)七月二〇日

石河政教(花押)↓石(河)光晃様 御執事

状 一

*包紙とも。紙継ぎ剥がれ。

三七三三九 (京・大阪江御人数被遣候儀ニ付書付案)

(明治)

状 一

*紙継ぎ剥がれ。

三七三三〇 (名産之鯖子御贈ニ付礼状)

(明治三年カ)閏月三三日

状 一

三七三三三 (主殿方差扣有無之儀弥太郎を以ニ奉伺ニ付書付案)

(江戸)

状 一

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三七三十三 (叙爵之儀ニ付書状案)

(江戸)二月二四日

状一

三七三十三 (公辺御政事向改正ニ付退隠致度ニ付書付)

(文久二年)九月

(徳川茂徳)

状一

* 紙継ぎ剥かれ。

三七三十四 (隼人正方格段御切替御用向取調中交代ニ而者
両地不模通ニ付書状)

(文久カ)九月二日

状一

三七三十五 (大納言様御上京之御供其外ニ付書状案)

(文久)

状一

* 後欠。大納言様は十五代徳川茂徳のこと。

三七三十三 (倅近江守雑用米七百五拾俵増被下ニ付礼状)

(文久)九月二〇日

竹腰兵部少輔 正説(花押)
↓石河佐渡守様他四名

状一

* 包紙とも。

三七三十三 (拙者家来之内脱出者之儀ニ付書付案)

(明治)

状一

三七三十三 (加藤平蔵・宮崎内蔵丞名前書付)

(慶応四年)辰五月二〇日

状一

* 三七三十三、三七三十四の括り紐とも。宮崎内蔵丞は「三條通御池下ル」と記載されている。

三七三十三 (石河佐渡守旧家ニ付断簡)

(明治)

状一

三七三十四 (佐渡守心配之趣少なからずニ付書状案)

(明治)

御名前↓弁事御役所

状一

三七三十四 (國君江之御進物別紙之通去十七日御差上相済ニ付書状)

(明治カ)二月二日

状一

* 前欠。

三七三十四 (書状断簡)

(明治カ)

状一

三七三十四 (暑氣之節(俳句))

(不詳)

状一

三七三十四 (國君江之御進物別紙之通去十七日御差上相済ニ付書状案)

(明治カ)二月二日

状一

三七三十四 (別段御家来之者江も拝領物被仰付ニ付礼状案)

(江戸)二月

佐渡守様御使者 浅井文五左衛門

状一

三七三十四 (佐渡守家受封之判物差上候処御預ニ付書付案) (慶応四年) 状 一

* 東海・東山両道の要路である尾国兵備は嚴重にすべき旨などが書かれている。

三七三十四 (尾州家ニ附属仕積年勤王之方向一途之事ニ付願書案) (慶応四年)六月 折紙 一

石河佐渡守家来 秋元莊助・内田善藏
↓弁事御役所

三七三十四 (尾州家と共に王事に尽力忠勤仕るに付願書案) (慶応四年)五月 折紙 一

石河佐渡守家来 秋元莊助・内田善藏
↓弁事御役所 御取次衆様

三七三十四 (当家筋目ニ付大政返上後の心得覚) (慶応) 状 一

* 前欠。三七三十五と関連。「大政返上之後右老若相勤候家々藩列たるを不失、当家徳川興隆之砌、一小藩ニ而、連枝江被附置候儀者則老若之境ニ有之、仍臣列と申唱ハ候得共、筋目ニおゐて、全く往古有来り之小藩ニ有之」と記載されている。

三七三十五 (独立諸侯列懇願等之書付) (慶応) 状 一

* 後欠。三七三十四と関連。

三七三十五 (断簡) (慶応) 状 一

* 「寒冷之節、三位中将」と記載されている。三位中将は十六代徳川義宣のこと。

三七三十五 (藤本君より御預金五両其外書付) (江戸) 状 一

* 後欠。

三七三十五 (梅雨聴鶯有感(漢詩)) (不詳) 状 一

久道稿

三七三十五 (御朱印御頂戴有無其外覚) (慶応) 状 一

石河蔵人

* 四ヶ条記載されている。

三七三十五 (石河佐渡守領知由緒覚) (慶応) 状 一

(慶応) 明治

三七三十五 (藩屏之別被加尾藩補正是迄通可仕旨御沙汰書案) (明治) 状 一

三七三十五 (石河佐渡守使者名前書付) (江戸) 状 一

* 内田善藏と秋元莊助の名前が記載されている。

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三七三十五 (替地証文差上ニ付断簡)

(明治)

状 一

三七三十五 慶応四年戊辰略曆(断簡)

慶応四年

状 一

* 紙背に「御指図奉願候、以上」と記載されている。

三七三十六 (石河光忠市正略譜断簡)

(慶応〜明治)

状 一

* 石河光忠は初代。

三七三十六 (断簡)

(慶応〜明治)

状 一

* 「私家徳川家興隆之砌、尾州家江附属相成居、秩禄壹万石…」と記載されている。

三七三十三 (御東幸御通輦ニ付伺案)

(明治)

状 一

三七三十三 (御判物弁事局江差出候ニ付願書案)

(慶応〜明治)

状 一

三七三十三 (御判物弁事局江差上ニ付願書案)

(慶応〜明治)

状 一

三七三十三 (御判物弁事局江差出候ニ付断簡)

(慶応〜明治)

状 一

三七三十三 (万石一円之御判物所持ニ付断簡)

(慶応〜明治)

状 一

三七三十三 (御判物弁事局江差出候ニ付断簡)

(慶応〜明治)

状 一

三七三十三 (御東幸御通輦之節当駅御停駅ニ付御伺書断簡)

(明治)

状 一

三七三十三 (御見舞籠菓子巻箱書付)

(文久〜慶応)

状 一

* 養徳院に差し上げたもの。

(石河光晃)

三七三十三 (佐渡守家受封之判物差上之儀ニ付断簡)

(慶応〜明治)

状 一

三七三十三 (佐渡守家受封之判物持参之儀ニ付断簡)

(慶応〜明治)

状 一

三七三十三 (私家之儀ニ付断簡)

(慶応〜明治)

状 一

三三三
(氏名書付断簡一括)

三三三
(白紙断簡一括)

(慶応明治)

(慶応明治)

状 八
九

